

一般社団法人日本シュタイナー学校協会

2024年度事業計画

1. 事業の目的

定款第3条

この法人は、日本におけるシュタイナー学校運動の充実と発展を目指すために、全国のシュタイナー学校が協働する基盤を創造することを目的とする。

2. 活動の指針

法人として再出発した協会の基盤を再確認しつつ、これまでの事業を創造的に継承発展させていく年度とする。

3. 主な事業

a. 連携型教員養成講座

教員養成はヴァルドルフ／シュタイナー教育の発展の根幹をなす事業である。協会の法人化後も、引き続き、継続発展のために尽力する。

- 5月 新規募集開始
- 8月17日～18日 夏の講座開催（会場：東京賢治シュタイナー学校）
- 9月 夏の講座報告の掲示（公式サイト）
- 12月 次年度の方針策定ミーティング
- 1月 次年度アナウンス（公式サイト）
- 3月 募集要項公開（公式サイト、紙媒体）

b. 教員の集い

全国のヴァルドルフ／シュタイナー学校の教員の情報交換の場であり、研鑽の場でもある教員の集いを本年度も8月19～20日に開催する（会場は神奈川の学校法人シュタイナー学園）。

教員の集いは、本法人の正会員になるための条件でもあるため、参加者の記録情報管理を確実に実行し得るよう、手順の明確化を行うとともに、確実に実施する。

c. 現任教員のための研修部会

- i. 年次注力テーマを「体育」に設定し、ボートマ体操を現代に生きる形で引き継ぎ展開しているイギリスのマーティン・ベイカー先生をお呼

びして合同研修会を8月の教員の集いにおいて開催する。対象は、体育教員、クラス担任、演劇教員などに広く呼びかける。運営は、全国の体育教員有志とコアメンバーによる合同チームが担う。

ii. AWUSTCは2024年度内の開催が不明だが、年度内に開催となった場合は参加する態勢を整えておく。

iii. 2022年1月にハーグサークルから届けられた文書「持続可能なヴァールドルフ教育運動のための課題と目標」に提示された8つの運動が克服すべき課題と、3つの取り組むべきテーマに触発されて始まった部会（保護者の関わり、包括的性教育、積極的自立的支援の促進）が一定の成果をあげた。そのうちの以下の部会について、引き続き継続する。

- ・ 包括的性教育

「一般社会とのコミュニケーション」（ハーグ会議：弱点第8項）ともつながるテーマとして、UNESCOが提示する「包括的性教育」ビジョンをヒントにしながら、ヴァールドルフ／シュタイナー教育が現代という時代のなかで性教育にどのように向き合うか、定期的なオンラインセッションをもった。2022年のユネスコスクールの関東ブロック大会では、このテーマの分科会で公立校や私学とのテーマ交流も実現した。

この部会のとりまとめとなるミーティングを8月に対面で開催し、それをもってこの部会の区切りとする。

- ・ 保護者の関わり

「親との協働を新しい基盤の上に置く」（ハーグ会議：取り組むべきテーマ第2項）という問題提起に応じるかたちで始まった定期セッションは、組織運営のあり方、三分節社会論と教育の関係など、幅広い領域を逍遙しながら、2024年3月30日の「お父さんフォーラム」に結実した。この部会を次年度も継続する。

d. 教員人材業務委託マッチング事業

高等部の運営や教員の急病時などの緊急時において、各校の連携が課題となっている。そのための情報シェア、マッチングの体制確立に向けて、その仕組みを整えていくとともに、可能なところから実働につなげていく。

e. 出版事業

『教育者の職業の瞑想深化のために』の出版を上半期中に完了し、今後の出版事業の基盤とする。

f. 名称サブライセンスの運用に関する事業

- i. 国際本部と本法人との間でヴァルドルフ／シュタイナー教育に関する名称サブライセンスの受託契約を取り交わす。
- ii. その契約に則り、一般社団法人日本シュタイナー幼児教育協会と本法人との間で日本における名称ライセンスの運用に関する協定を取り交わす。
- iii. 日本における名称ライセンスの運用について、公式サイトなどで公示し、さらにプレスリリース等を通じて社会の幅広い領域への周知をはかる。
- iv. 日本における名称ライセンスの運用開始後、ヴァルドルフ／シュタイナー教育を名称に使用している団体情報の集約作業を開始し、順次、連絡を取っていく。
- v. 日本において他団体がすでに商標権取得済みの名称について、慎重に対応を進める。

g. 事務局機能やITスキルの相互支援ネットワークの構築

h. 共同広報に関する事業

長らく休眠状態だった共同広報の取り組みを再始動する。様々なメディアの活用、効果的なプレスリリースの実施などを通じて、ヴァルドルフ／シュタイナー教育のさらなる社会認知の向上をはかる。

また、メディアとの付き合い方、子どもの健康など、ヴァルドルフ／シュタイナー教育運動として社会に働きかけていくべき内容を、理事や会員とも協議しながら、そのための最適な発信方法を構築していく。

4. その他、目的を達成するために必要な事業

定款第4条第5号に定める「その他目的を達成するために必要と認める事業」の主旨に沿って、関連する事業を実施する。